

## いわゆる現任者について（たたき台）

### いわゆる現任者とは

公認心理師法附則第2条第2項に定める者を現任者という。

（参考）公認心理師法附則第2条第2項

この法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行った者

※公認心理師法第2条第1号～第3号（抄）

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

### 検討に当たっての議論の整理

1. 法附則第2条第2項第2号における「省令で定める施設」をどのように考えるか。
  - ・ 概ね実習や実務経験を実施する施設とすることとしてはどうか。（但し、その指導体制は問わないこととする。）
2. 法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間について、どのような方法で1年（又は1週）と換算すればよいか。
  - ・ いわゆる現任者については、非常勤職員として複数の施設に勤務している場合も多く、現場の実情を踏まえた換算方法とすることが望ましい。
  - ・ また、受験資格の申請の際における、申請及び確認の作業負担を考慮することが望ましい。
  - ・ 例えば、概ね週3日以上常態として勤務している（していた）場合について、週単位で換算し、合計●週（かつ従業期間が5年）以上の場

合に現任者として該当することとしてはどうか。

3. 受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業として行っていた施設の長等による署名を有する実務経験証明書の提出を求めることとしてはどうか。

4. この他、以下のような者の取扱いについてどのように考えるか。

イ 個人で業を行っており、第三者により当該行為を業として行っていたことの証明が困難である場合

- ・ 客観的な証明が不可能である場合、受験資格の特例を認めることは困難ではないか。

ロ 大学教員等

- ・ 大学教員としての業務が法第2条第1号から第3号までに該当する場合は、法附則に定める受験資格の特例として取り扱うこととしてはどうか。
- ・ 大学教員としての業務が法第2条第1号から第3号までに該当するといえない場合は、法附則に定める受験資格の特例には該当しないのではないか。

ハ 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者

- ・ 法律上、法施行の際に現に業務を行っている必要がある。法施行の際において業務を休止し、又は廃止した日から一定の期間を経過しない者については「その他その者に準ずるもの」として検討してはどうか。

(参考) 言語聴覚士の例

言語聴覚士法附則第3条

この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において適法に第二条に規定する業務を業として行っている者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成十五年三月三十一日までは、第三十三条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一・二 (略)

言語聴覚士法施行規則附則

5 法附則第三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりと

する。

- 一 病院等で適法に法第二条に規定する業務を業として行っていた者であつて、平成十年九月一日（注；施行日）において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないもの
- 二 （略）